

京都市会議長 山本 恵一 様

新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する 傷病手当金の支給に関する条例の一部改正への請願書

紹介議員

【請願趣旨】

政府は、3月10日、「国民健康保険および後期高齢者医療において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する市町村等に対し、支給額全額について国が特例的な財政支援を行う」との事務連絡を発しました。

これまで私どもが要求していた国保・後期高齢者医療における傷病手当金の財政保障を国が行ったことを大いに歓迎しております。

新型コロナウイルス感染症による罹患した場合に、低所得の被保険者が多い国民健康保険の傷病手当金は生活を守るために必要かつ切実な制度です。医療におけるセーフティネットである国民健康保険にこそ必要な制度ともいえます。

つきましては、京都市国保条例の改定を早急に行うこと。また、すべての国民健康保険被保険者を対象とすることが必要です。

【請願事項】

- 1 厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給について」にあるように、傷病手当支給ができるように京都市国保条例の改正を行うこと。
- 2 傷病手当金の支給対象は、事業者やフリーランスも含めたすべての国民健康保険被保険者とすること。
- 3 傷病手当金の支給金額は、前年度の収入を基準とし、その8割とすること。
- 4 期間は、2020年1月から9月までとし、再度延長を可能とすること。

2020（令和2年）年4月 日

住 所
団 体 名
代 表 者

印